

奨学金給与規程

公益財団法人

ワイテック育英会

奨学金給与規程

第1章 総則

(目的及び定義)

- 第1条 この規程は、公益財団法人ワイテック育英会（以下「財団」という。）が支給する奨学金の給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 奨学金は広島県内の高等学校の工業科、工業高等学校及び工業科のある高等専門学校に在籍する学術優秀な生徒で経済的理由により修学困難な者に対して奨学援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成し、広島県の教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的とする。
- 3 この規程において、「奨学金」とは、奨学生に給与する学資金（「ワイテック奨学金」）をいい、「奨学生」とは、財団から奨学金の給与を受ける者をいう。

(奨学生の資格)

- 第2条 財団の奨学生となる者は、広島県内の高等学校の工業科、工業高等学校及び工業科のある高等専門学校に在籍する学術優秀な生徒で経済的理由により修学困難な者とする。

(奨学金の給与期間及び金額)

- 第3条 奨学金の給与期間は、高等学校は2年次から3年次終了までの2年間、高等専門学校は2年次から5年次終了までの4年間を限度とする。
- 2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、月額20千円とする。
- 3 奨学金は返還を要しない。ただし、第13条の規定により、奨学生に対して給与した奨学金の返還を要求することがある。

(選考委員会)

- 第4条 財団は奨学生を選考するため、選考委員会を設置する。
- 2 選考委員会に関し必要な事項は別に定める。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書等の提出)

第5条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、財団に提出するものとする。

- (1) 奨学生願書
- (2) 主たる家計支持者(父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者)の前年度の収入の証明ができるもの
但し、留学生の場合は支持者の所得ではなく、家計支持者からの仕送り金額が確認できる資料とする。
- (3) 指導教員等の推薦書
- (4) 在学証明書
- (5) 学業成績証明書(高等学校、高等専門学校1年次の成績)
- (6) 住民票の写し(世帯全員の記載があるもの)

2 財団が支給する奨学金以外の奨学金を支給されている者が、財団の奨学金の給付を志願する場合、前項の書類に加えて受給している奨学金の支給元、支給期間、支給金額、返済の可否等を証する書面の写しを提出しなければならない。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て代表理事が決定する。

2 前項の規定により奨学生を決定したときは、速やかにその旨を本人に通知するものとする。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金は3カ月毎の一定日に交付するものとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

2 奨学金の交付は、奨学生の指定する銀行口座に送金する方法により行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

第8条 財団は、奨学金の交付を受けた奨学生に対し、その都度、直ちに奨学金受領書の提出を求めることができる。

(異動届出)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を財団に届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき

(3) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その事由の発生した月の翌月から奨学金の交付を休止することができる。

- (1) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 学業又は性行などの状況により、指導上必要があると認めるとき

(奨学金の復活)

第11条 代表理事は、前条の規定により奨学金の交付を休止した者が、奨学金の交付の休止の原因となった事由が解消した後、奨学金の復活を嘆願した場合、その嘆願のあった月の翌月から奨学金の交付を復活することができる。

(奨学金の廃止)

第12条 代表理事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の交付を廃止することができる。

- (1) 退学したとき
- (2) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (3) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 在学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (6) 本規程第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
- (7) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(奨学金の返還)

第13条 代表理事は、奨学生又は奨学生であった者が、第9条に定める届出の義務を故意に怠った場合又は第10条若しくは前条の各号の一つに該当した場合は、その者に対し、第3条3項の規定にかかわらず、給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 補則

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(実施細目)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

この規程は、令和3年3月17日から施行する。